

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(平成 28 年度)

第 2 清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	2,243.90	2,405.96	2,245.52	2,265.00	2,308.92	2,156.36	2,294.74	2,228.82	2,456.04	2,013.84	1,791.24	2,129.32
残滓搬出量	256	283	338	224	260	262	306	289	310	295	242	345

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	16	—	21	21	—	—	26	20	—	28	—	—
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 再燃室	915	—	918	916	—	—	922	922	—	919	—
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 BF 入口	171	—	169	170	—	—	171	172	—	171	—
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	0	—	0	0	—	—	0	0	—	0	—
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	—	—

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	10	31	3	2	31	29	—	3	29	—	20	31
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 再燃室	911	905	897	912	912	907	—	907	912	—	914
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 BF 入口	171	172	170	170	172	173	—	170	171	—	172
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	0	0	0	0	0	—	0	0	—	0	0
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置

○注:BF とはバグフィルタの略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場でご覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の 24 時間の内運転時間が 5 時間以上で時間平均再燃室温度が 800°C 以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉			2号炉			測定実施回数
試料採取位置			煙突出口			煙突出口			ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 4回/年
試料採取月日			6月17日	10月14日	1月17日	5月11日	8月5日	12月15日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			8月2日	12月5日	3月3日	6月27日	9月29日	2月9日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	12月14日	2月27日	—	10月4日	2月13日	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.15	g/m <sup>3</sup> N	0.002	0.002未満	0.003未満	0.002未満	0.003未満	0.002未満	大気汚染防止法
硫黄酸化物	12.9	m <sup>3</sup> N/h	0.07未満	0.07未満	0.07未満	0.07未満	0.07未満	0.07未満	大気汚染防止法
塩化水素	189	ppm	10未満	11未満	10未満	10未満	11未満	10未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	29	37	33	20	33	26	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/m <sup>3</sup> N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
水銀及びその化合物	1.89	mg/m <sup>3</sup> N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	18.88	mg/m <sup>3</sup> N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	3.78	mg/m <sup>3</sup> N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	—	0.0047	0.0046	—	0.020	0.0047	ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。